

手当に関するご案内

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方
精神障害で障害年金1級をお持ちの方
難病にり患されている方へ



品川区福祉部障害者福祉課

1 手当の種類

障害がある方は、以下の手当を受けられる場合があります。

手当の種類	問い合わせ先
障害者福祉手当 (区の制度)	障害者福祉課 電話:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
重度心身障害者手当 (都の制度)	障害者福祉課 電話:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
特別障害者手当・障害児福祉手当 (国の制度)	障害者福祉課 電話:03-5742-6707 FAX:03-3775-2000
児童育成手当(障害手当) (区の制度)	子ども家庭支援課 電話:03-5742-9174 FAX:03-5742-6387
特別児童扶養手当 (国の制度)	子ども家庭支援課 電話:03-5742-9174 FAX:03-5742-6387

2 手当の内容

(1) 障害者福祉手当(区の制度)

【第1種手当】

●対象

心身に次のいずれかの障害がある、20歳以上65歳未満の障害者本人

- ①身体障害者手帳1～2級
- ②愛の手帳1～3度
- ③脳性まひ、進行性筋萎縮症

●手当額 月額 15,500 円

【第2種手当】

●対象

心身に次のいずれかの障害がある、65歳未満の障害者本人

- ①難病(343疾病)に罹患し、以下のいずれかをお持ちの方
 - ア 特定医療費(指定難病)受給者証
 - イ 郵医療券※小児慢性に罹患している方は個別にお問い合わせください。

●手当額 月額 15,500 円

- ②身体障害者手帳3級
- ③愛の手帳4度
- ④戦傷病者手帳特別項症～4項症
- ⑤精神障害で、以下のいずれかに該当する方
 - ア 1級の年金を受給している
 - イ 特別障害者手当等(国制度)を受給している
 - ウ 特別児童扶養手当1級を受給している

●手当額 月額 8,500 円

【共通事項】

●支給制限

- ①児童育成手当(障害手当)を受給している場合
- ②特別養護老人ホームや障害者支援施設などに入所している場合
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●支給月

4・8・12月の25日頃に4カ月分をまとめて支給

●手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳または愛の手帳
- 印鑑(朱肉をつかうもの)
- 通帳(本人名義のもの)
- 年金証書等の写し(1級の年金受給者のみ)
- マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係
電話:03-5742-6707
FAX:03-3775-2000

(2) 東京都重度心身障害者手当（都の制度）

●対象

心身に次のいずれかの障害がある、65歳未満の障害者本人

- ①重度の知的障害で、介護者が常に目が離せず、特別な配慮を必要とする程度の著しい精神症状のある方
- ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- ③重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座位を保つことが困難な方

●手当額 月額 60,000 円

●支給月 毎月 20 日頃

●障害の判定

障害の判定は、手帳の所持とは別に、東京都心身障害者福祉センターで行います。

●支給制限

- ①施設に入所している場合
- ②病院、診療所に3カ月を超えて入院している場合
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●手続きに必要なもの

- 印鑑（朱肉をつかうもの）
- 通帳（本人名義のもの）
- マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係

電話：03-5742-6707

FAX：03-3775-2000

(3) 特別障害者手当・障害児福祉手当（国の制度）

【特別障害者手当】 20歳以上

●対象

おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、かつ、重複の障害を有し（これらと同等の疾病、精神障害の方でも該当）日常生活において常時特別の介護を必要とする方

●手当額 月額 26,940 円（平成30年4月現在）

●支給月 2・5・8・11月に3カ月分をまとめて支給

●障害の判定

診断書に基づき、区判定医または東京都心身障害者福祉センターが判定します。

●支給制限

- ①施設に入所している場合
- ②病院、診療所に3カ月を超えて入院している場合
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●手続きに必要なもの

- 診断書（区役所の窓口でお渡しします）
- 印鑑（朱肉をつかうもの）
- 通帳（本人名義のもの）
- 年金証書等の写し（該当者のみ）
- マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係

電話：03-5742-6707

FAX：03-3775-2000

【障害児福祉手当】 20歳未満

●対象

おおむね身体障害者手帳1級（2級の一部）、愛の手帳1度（2度の一部）程度の常時介護を必要とする児童。（これらと同等の疾病、精神障害の児童）

●手当額 月額 14,650 円（平成30年4月現在）

●支給月 2・5・8・11月に3カ月分をまとめて支給

●障害の判定

診断書に基づき、区判定医または東京都心身障害者福祉センターが判定します。

●支給制限

- ①施設に入所している場合
- ②障害年金等を受給している児童
- ③本人、扶養義務者等の所得が一定の額を超える場合

●手続きに必要なもの

- 診断書（区役所の窓口でお渡しします）
- 印鑑（朱肉をつかうもの）
- 通帳（本人名義のもの）
- マイナンバーの分かるもの

●窓口

障害者福祉課障害者福祉係

電話：03-5742-6707

FAX：03-3775-2000

(4) 児童育成手当—障害手当—（区の制度）

●対象

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1・2級程度の児童
- ②愛の手帳1～3度程度の児童
- ③脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

●手当額 月額 15,500 円

●支給月

2・6・10月の12日頃に4カ月分をまとめて支給

●支給制限

- ①父母・養育者の所得が基準の限度額以上のとき
- ②児童が里親等に委託されたとき
- ③児童が児童福祉法による施設に入所したとき
- ④申請者の住所が品川区にないとき

●手続きに必要なもの

- 印鑑(朱肉をつかうもの)
- 身体障害者手帳または愛の手帳
- 通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)
- マイナンバーの分かるもの

●窓口 子ども家庭支援課医療助成係

電話：03-5742-9174 FAX：03-5742-6387

(5) 特別児童扶養手当（国の制度）

●対象

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を監護している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1～3級程度（内部障害含む）下肢4級の一部
- ②愛の手帳1～3度程度（精神障害含む）

●手当額（平成30年4月現在）

- ・重度障害児（1級） 月額 51,700 円
- ・中度障害児（2級） 月額 34,430 円

●支給月

4・8・11月の11日頃に4カ月分をまとめて支給

●支給制限

- ①児童が児童福祉法による施設に入所したとき
- ②児童が障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき
- ③父母・養育者の所得が基準の限度額以上のとき
- ④児童が里親等に委託されたとき
- ⑤申請者および児童の住所が国内にないとき

●手続きに必要なもの

- 印鑑(朱肉をつかうもの)
- 申請者と児童の戸籍謄本（外国籍の場合は世帯全員の住民票）
- 通帳またはキャッシュカード(申請者名義のもの)
- 児童の障害を証明するもの
 - ・身体障害者手帳または愛の手帳
 - ・診断書(窓口でお渡しします)
- マイナンバーの分かるもの

●窓口 子ども家庭支援課医療助成係

電話：03-5742-9174 FAX：03-5742-6387

3 所得制限基準額

種別	所得者 扶養義務者数			配偶者または扶養義務者の 所得限度額(円)		
	0人	1人	2人	0人	1人	2人
障害者福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000
都重度心身障害者手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000
特別障害者手当・障害児福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000
児童育成手当(障害手当)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	—	—	—
特別児童扶養手当	4,596,000	4,976,000	5,356,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000